

住宅改修費

品 目	対 象 要 件	性 能	給付基準額	耐用年数
<p>居宅生活動作補助用具</p>	<p>(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限ります）を有する方であって障害等級3級以上の方（ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の方）で原則として学齢児以上の方</p> <p>(2) 難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある方</p>	<p>障がい者（児）又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの</p>	<p>200,000円</p>	<p>—</p>